

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）①

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 光塩会
主たる事務所の所在地	〒379-2114 前橋市上増田町600番地
代表者（職名・氏名）	理事長 村上 泰宏
設 立 年 月 日	平成3年8月26日
電 話 番 号	027-266-9023

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	上毛の里ホームヘルプサービス	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒379-2114 前橋市上増田町600番地	
電 話 番 号	027-267-0820	
指定年月日・事業所番号	平成26年4月1日指定	1070100670
管 理 者 の 氏 名	山田 隆	
通常の事業の実施地域	前橋市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、午前7時から午後9時まで対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1 人 非常勤 3 人
実務者研修修了者	非常勤 1 人
ヘルパー 2 級修了者	非常勤 1 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	阿久澤 みゆき 狩野 愛美
--------------	------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として各利用者の負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

(2)

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料
訪問型サービス(独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	12,006円/月
訪問型サービス(独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	23,983円/月
訪問型サービス(独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(要支援2)	38,052円/月

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
		基本利用料
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,042円
介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算) 24.5% ※1単位未満の端数四捨五入

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としによりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	群馬銀行の口座の方は、サービスを利用した月の翌月の２０日（祝休日の場合は直後の平日）に、群馬銀行以外の口座の方はサービスを利用した月の翌月の２７日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 別途、口座引き落としのお手続きがあります。 手数料はかかりません。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	() — —

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センターもしくは介護支援専門員、前橋市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 ０２７－２６７－０８２０ 面接場所 当事業所の相談室 担当者 阿久澤みゆき
---------	---

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	前橋市介護保険課	電話番号 ０２７－２２４－１１１１
	群馬国民健康保険団体連合会	電話番号 ０２７－２１９－１３３０

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- （２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地	前橋市上増田町600番地
事業所名	上毛の里ホームヘルプサービス

説明者職・氏名 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所	_____
氏名	_____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____ 印